

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 8 年 6 月 18 日上程・令和 8 年 7 月 3 日可決)

第 1 号	令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案	1
第 2 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	8
第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例案	9
第 4 号	長野県人権尊重の社会づくり条例案	14
第 5 号	一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案	27
第 6 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案	35
第 7 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	36
第 8 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	37
第 9 号	松本空港航空灯火等更新工事請負契約の締結について	38
第 10 号	伊那文化会館舞台音響設備改修工事請負契約の締結について	39
第 11 号	決済端末の購入について	40
第 12 号	交通事故に係る損害賠償について	41
第 13 号	交通事故に係る損害賠償について	43
第 14 号	県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について	45
第 15 号	県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について	46
第 16 号	一般国道 418 号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について	47
第 17 号	一般国道 292 号道路改築工事（大川トンネル）変更請負契約の締結について	48
第 18 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）変	

	更請負契約の締結について……………	49
第 19 号	一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工 区）変更請負契約の締結について……………	50
第 20 号	権利の放棄について……………	51
第 21 号	長野県道路公社の解散について……………	52
第 22 号	一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託 契約の締結について……………	53
第 23 号	急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償につ いて……………	54
第 24 号	交付金申請事務に係る損害賠償について……………	55
第 25 号	情報通信機器の購入について……………	57
第 26 号	児童手当の事務処理に対する国家賠償請求事件に係る和 解について……………	58
報第 1 号	令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処 分報告……………	62
報第 2 号	令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 2 号）の 専決処分報告……………	71
報第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告……………	73

（令和 8 年 6 月 18 日上程）

報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	83
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	86
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	88
報第 7 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	90
報第 8 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	95
報第 9 号	交付金申請事務に係る損害賠償の専決処分報告……………	100
報第 10 号	訴えの提起の専決処分報告……………	103
報第 11 号	訴えの提起の専決処分報告……………	105
報第 12 号	訴えの提起の専決処分報告……………	107
報第 13 号	訴えの提起の専決処分報告……………	109
報第 14 号	高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	111
報第 15 号	高等学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	113

報第16号	令和7年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告……………	115
報第17号	令和7年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しにつ いて報告……………	129
報第18号	令和7年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報 告……………	130
報第19号	令和7年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報 告……………	131

(令和8年6月23日上程・令和8年6月26日可決)

第27号	収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任について……………	60
第28号	教育委員会委員の選任について……………	61

(2) 議員提出議案

(令和8年6月26日上程・同日可決)

議第1号	更生保護活動への支援の強化を求める意見書(案)……………	132
議第2号	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法 整備の早期実現を求める意見書(案)……………	133
議第3号	中山間地における地域防災力の強化を求める意見書 (案)……………	134
議第4号	自衛隊員の処遇改善等を求める意見書(案)……………	135
議第5号	こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る取組の推進を求 める意見書(案)……………	136
議第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)……………	137
議第7号	義務教育の更なる充実を求める意見書(案)……………	138
議第8号	持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書(案)……………	139
議第9号	包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見 書(案)……………	140
議第10号	地域の裁判所の充実を求める意見書(案)……………	141
議第11号	交通安全に向けた取組の一層の強化を求める意見書 (案)……………	142
議第12号	ケアラーを支えるための基本的な考え方を整備し、支援 する制度を求める意見書(案)……………	143

議第13号	住まいの安定確保に向けた居住支援の抜本的強化を求め る意見書（案）	144
議第14号	医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等 の適正化を求める意見書（案）	145
議第15号	中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを守る ことを求める意見書（案）	146
2	諸般の報告	
	（令和8年6月18日報告）	
	説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	147
	第6次長野県男女共同参画計画の策定について	148
	長野県公営企業経営戦略2026の策定について	149
	令和7年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況 について	150
	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	151
	長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	152
	現金出納検査結果	153
	（令和8年6月23日報告）	
	人事委員会意見回答	157
3	発言通告者一覧表	158
4	決算特別委員会委員名簿	159
5	請願・陳情文書表	160
6	陳情取下願	163
7	委員会審査報告書	
	環境文教委員会	164
	県民文化健康福祉委員会	171

農政林務委員会	176
産業観光企業委員会	181
危機管理建設委員会	185
総務企画警察委員会	190
決算特別委員会	195
8 議員の派遣について	196

更生保護活動への支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
法 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

更生保護は、犯罪や非行をした者の再犯防止や円滑な社会復帰を図るため、本人の自助努力に加え、地域社会が一体となって支援を行う日本特有の制度であり、国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」において保護司が紹介されるなど、国際的にも高い評価を受けている。

しかしながら、地方における更生保護施設では、出所者の特性の多様化や複雑化、都市部の施設を希望する傾向から定員に満たないことなどによる経営の悪化に加え、保護司についても高齢化や精神的負担等により担い手が確保できないなど、制度の維持に深刻な課題が生じている。

また、安全で安心な明るい地域社会の実現に向けては、更生保護の社会的役割について「社会を明るくする運動」などを通じた、若者や子育て世代を含む幅広い世代からの理解が不可欠であり、地域社会や犯罪情勢等が大きく変化する中、本運動の時代に即した見直しも求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、更生保護制度を持続可能なものとし、その理念を国際社会及び次世代に確実に引き継いでいくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 更生保護施設の安定的な運営のため、委託費支弁基準の大幅な引上げを図ること。
- 2 保護司の人材確保と活動充実に向けて、実費弁償金以外の新たな財政的支援を創設すること。
- 3 更生保護を含む法務行政全般について、国と地方自治体間の更なる連携強化を図ること。
- 4 「社会を明るくする運動」の活動内容を見直すとともに、歴史ある当該運動を国際協調に資するメッセージとして国際社会に発信すること。

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
宛 て
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、我が国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、及び「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの二案が示されており、これらは既に多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要請する。

中山間地における地域防災力の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国による南海トラフ地震発生時の被害想定の見直しが行われ、本県では36市町村で震度6弱以上の揺れが予測されている。加えて、県独自調査により53市町村で孤立集落の発生が見込まれており、中山間地域を多く抱える本県においては、地域特性を踏まえた防災対策の強化が不可欠である。

特にこれらの地域では、通信の途絶や輸送手段の不足、外部支援の円滑な受入れが困難となることなどにより初動対応が遅れ、被害の拡大につながるおそれがある。

災害直後には、被災状況を的確に把握し、ニーズに応じた支援を迅速に行う必要があるが、小規模自治体では人口減や財源不足等により、単独での対策強化には限界があることから、孤立集落の発生防止に向けた対策はもとより、発生した場合にも対応できるよう、国による支援の充実が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中山間地における地域防災力を強化し、災害発生時における国民の生命及び安全の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 衛星通信等の代替的通信手段の整備に向けた支援を充実すること。
- 2 ドローン等を活用した物資輸送体制の構築に向けた支援を充実すること。
- 3 受援体制整備に対し、専門人材の派遣や技術的助言など、実効性を高める支援策を講じること。

自衛隊員の処遇改善等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
防 衛 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、自衛隊の活動は、我が国の防衛はもちろん、災害救助活動や復旧活動に加え、熊被害への支援活動など多岐にわたっている。まさに自衛隊は私たちの生活に欠かすことのできない存在であり、日々の活動や努力に対し、敬意を表するところである。

しかしながら、先日、国会において議員から「経済的に厳しい子どもたちが自衛隊に行く。豊かな子どもたちはならない」との発言があった。直後に撤回したものの、これは事実と反し、職業差別や偏見を生じさせるとともに、自衛隊員本人のみならず、その家族にまで影響を及ぼすものであることから、到底容認できない。

隊員の入隊動機は、国を守りたいという使命感や災害派遣での貢献など様々であり、家庭環境と結びつけるべきではない。少子化等により入隊者が減少傾向にある中、こうした発言は隊員確保を一層困難にするとの懸念があり、国民の安心・安全な生活や我が国の安全保障体制にも影響を与えかねない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自衛隊員の処遇改善に努めるとともに、隊員に対するイメージアップや理解促進、十分な人材確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 隊員及びその家族に対し、偏見や差別が生じることがないように、自衛隊の活動等についての啓発及び理解促進に積極的に取り組むこと。
- 2 近年の災害の頻発化・激甚化を鑑み、地方部隊への人材配置促進に向け、地方勤務を選択する隊員に対する手当の増額や制度の創設を行うこと。
- 3 現代の生活水準に適合した、国設無料宿舎の建設を推進し、隊員及びその家族の生活環境を整えること。
- 4 演習場への移動環境も含め、訓練及び演習環境の整備を行うこと。
- 5 自衛隊のみならず、全ての職業に対し、偏見や差別の無い社会の実現に向け、取組を強化すること。

こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る
取組の推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 宛 て
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
警 察 庁 長 官
こ ども 家 庭 庁 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、スマートフォン等の利用の低年齢化が進む中、SNS等のトラブルに巻き込まれ、性被害を受けるこどもや若者が増加している。性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期間にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

性犯罪の件数が増加する背景には、被害者が以前より声を上げやすくなった社会的変化も指摘されるが、依然として安心して相談できる社会的サポートは十分とは言えない。また、身近な者からの被害も後を絶たない中、誰もが加害者、被害者及び傍観者にならないための教育・啓発の充実が求められている。

情報が氾濫する現代社会において、性被害を未然に防ぐためには、幼少期から正しい知識を身に付けることが不可欠であり、学校や地域の実情、発達段階を踏まえた上で、就学前の教育や保育を含め、学校教育のみならず地域や保護者等の協力を得ながら、総合的な取組を推進しなければならない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、こどもや若者を性犯罪・性暴力から守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国が進める「生命（いのち）の安全教育」の実施率に、都道府県や政令指定都市ごとに差が生じていることから、更なる推進に向けた取組を強化すること。
- 2 教職員の負担増にならないよう、外部講師の活用等に対し、必要な財政措置を講ずること。
- 3 学校等に限らず、不登校の児童生徒や保護者、社会人等を対象とした学習機会を増やす取組を推進すること。
- 4 性被害の未然防止及び早期発見が図られるよう、相談や支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境整備を推進すること。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策及び防災・減災事業の実施に加え、D Xの推進、脱炭素化の実現等においても、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置及び人材確保が課題となっている。

これらの多様なニーズに対応し、行政サービスの質を確保するためには、政府が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体は、長期化する物価高騰への対応を引き続き迫られるとともに、食料品に対する消費税の減税が実施された場合に懸念される、社会保障財源の減少を踏まえた財政運営が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に果たすため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策、D X推進等の地方公共団体の行政需要を的確に把握し、反映させるとともに、人材の育成・確保に向けて、人件費の充実を図ること。
- 2 地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能の強化を図るとともに、地域間の税源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 3 軽油引取税の当分の間税率や自動車税等の環境性能割の廃止などに伴う恒久的な代替財源を確保し、新たに減税政策を検討する際は地方財源への影響に配慮するなど、自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 地方財政計画における地方創生推進費については、持続可能な地域社会の維持・発展のために継続・拡充すること。
- 5 地域医療を安定的に確保するため、公立病院に対し、物価や人件費の上昇などに対応した十分な財政支援を行うこと。

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国はこれまで、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校に加え今年から、中学校でも35人学級を段階的に整備することとし、少人数教育を推進している。

一方、学校現場では、いじめや不登校児童生徒の増加、アレルギー等の健康問題など、こどもが抱える課題は多様化・困難化し、個々の事情を踏まえた丁寧かつ専門的な対応が求められている。

児童生徒に寄り添い、豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下、事務職員や栄養教諭等も含めた教職員の配置基準を改善するとともに、学校における業務の精選・見直しを着実に進めるための自治体への財政支援を通じて、教職員が一人ひとりにゆとりをもって向き合うことのできる教育環境を整備することが不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級の一層の推進及び教職員の働き方改革の加速化など、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。

持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国において急激な高齢化が進展する中、全産業平均と比べて著しく低い賃金や過酷な労働環境などを背景に介護人材の不足が深刻化しており、高齢化率が極めて高い本県においては、介護の現場は限界に達しつつある。

こうした中、中山間地域や人口減少地域の人員配置基準を緩和することができると特定地域サービスは、職員1人当たりの仕事量を増大させ、かえって離職を促進するおそれがあることから、地方の介護提供体制そのものを喪失させかねない。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができる社会を実現するためには、介護サービスの担い手の確保と現場の状況に応じた適切な支援が求められ、迅速かつ抜本的な対策が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護サービス利用者の生活を守り、持続可能な介護提供体制を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 全産業平均水準との賃金格差の是正に向けて、介護従事者の基本報酬の底上げによる抜本的な処遇改善を図ること。
- 2 ケアマネジャーの労働環境改善のため、付随業務にも対応する柔軟な報酬体系の整備に加え、高齢者の様々なニーズを適切な関連事業等につなげる地域ケア会議の実効性を確保すること。
- 3 介護テクノロジーの導入支援や社会保険の手続き等に係る事務代行など、介護現場の業務改善に資する施策を一層推進すること。
- 4 特定地域サービスの導入の際は、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう適切に運用するとともに、対象地域に係る著しい負担増加を防ぐため、財政支援を十分に行うこと。

包括的性教育の推進及び性被害対策の
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
警 察 庁 長 官
こ ども 家 庭 庁 長 官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、SNS等を通じたこどもや若者の性被害が増加しているが、性に関する悩みや不安について、こどもや若者が安心して相談できる社会的サポートが十分に保障されておらず、声を上げられない現状がある。

また、こどもや若者の性に関する課題は、真偽が不確かな情報の氾濫や多様な性のあり方など、従来よりも複雑化しているが、正確な知識やリテラシーを育む機会が乏しい状況にある。

誰もが自らの尊厳と他者の権利を尊重できる社会の実現のためには、学校等において幼少期から正しい知識を学ぶとともに、家庭や地域社会なども連携して、社会全体でこどもや若者を性被害等から守り、確実な支援につなげる体制を構築しなければならない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育を学習指導要領に位置付け、発達段階に応じた教育のための手引きを策定すること。
- 2 教員に対する実践的な相談スキルを身に付けるための研修や外部講師による授業の実施などの取組に対し、必要な支援を行うこと。
- 3 学校に限らず、家庭や地域コミュニティなどにおいても学習機会を増やす取組を推進すること。
- 4 性被害の未然防止、早期発見のための相談・支援体制の充実を図ること。

地域の裁判所の充実を求める意見書（案）

年 月 日

最 高 裁 判 所 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
法 務 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。
記

国民の司法アクセス向上、手続の迅速化及び事務の効率化等を目的に、司法分野においてもデジタル化が進められているが、他方で、個人の価値観の変化や家族形態の多様化等を背景に家事事件等は複雑化している。

事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決を図るには、裁判官、家庭裁判所調査官、調停委員等による対面での細やかな対応や信頼関係の構築が重要であり、デジタル化の推進と有人対応の充実の両者を調和させることでより質の高い司法サービスの実現が期待される。

また、近年の法改正では、子どもの最善の利益の確保や成年後見制度の適正な運用等において、家庭裁判所の果たす役割が一層重要になっており、その責務にふさわしい専門職の配置及び施設環境の整備を推進する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域の裁判所の充実により、全ての国民の裁判を受ける権利と司法アクセスを実質的に保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 裁判官、家庭裁判所調査官が常駐していない地方・家庭裁判所支部の解消に向け、人的体制の充実を図ること。
- 2 裁判所庁舎の完全バリアフリー化を早期に実現するとともに、利用者の利便性や安全性の向上に資する施設整備を推進すること。
- 3 司法DXの推進に当たっては、利用者特性や事件内容に応じて柔軟な運用を図るとともに、デジタル機器の利用が困難な者も、身近な裁判所で十分な支援を受けられる体制を充実させること。
- 4 家庭裁判所出張所の運用改善及び人的体制の充実を進め、出張事件処理の件数を増加させ、各地の出張所を実質的に機能させること。
- 5 裁判官その他の裁判所職員について、多様な人材が継続して活躍できるよう、柔軟な人事運用及び勤務環境の整備を推進すること。

交通安全に向けた取組の一層の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
警 察 庁 長 官
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

自転車による事故や危険運転が社会問題となる中、本年4月に改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に対し、いわゆる青切符制度が導入されるなど、これまで以上に交通ルールの遵守が求められるようになった。

自転車は誰でも利用できる身近な交通手段であることから、本制度の導入を契機として、多くの市民が、具体的な違反行為や取締り基準等、交通規則の理解を深め、事故の発生を未然に防ぐことが重要であるが、車道走行の原則等、通行実態との間には、ずれもあることから、利用者に混乱が生じている。

したがって、本制度の実効性をより高めるためには、自転車専用通行帯の整備や歩道における通行空間の分離といった、安全かつ円滑な通行に資する道路環境の改善が急務であり、幹線道路だけでなく生活道路等における整備も実現するには、大幅な予算の拡充が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、実際の道路環境に即した制度運用を行うとともに、道路整備に係る財源を十分確保するなど、交通安全に向けた取組の一層の強化を強く要請する。

ケアラーを支えるための基本的な考え方を
整備し、支援する制度を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担は、肉体的・精神的な疲弊にとどまらず、経済的困窮や学業・就業の機会喪失など、生活のあらゆる側面に深刻な影響を及ぼしており、本人や家族の努力だけで解決できるものではないことから、社会全体で取り組むべき課題となっている。

とりわけ近年、ケアラーの多様な形態が顕在化しており、ヤングケアラー、ワーキングケアラー、高齢ケアラーなど、その立場や年齢、就労の有無を問わず、誰もが当事者となりうる状況にある。

しかしながら、現行の制度は、介護や子育てといったケアを必要とする人に応じた支援が中心となっていることに加えて、地域や自治体によって差が生じていることから、ケアラー本人に着目した包括的な支援の仕組みの構築が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、ケアラー一人ひとりが尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 ケアラー支援の基本的な考え方を明確にし、国、地方公共団体、事業者及び関連機関が連携して支援を行う体制を整備すること。
- 2 実態把握調査、相談支援、情報提供等を一体的に推進するとともに、分野横断的な法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的かつ継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 ケアラー支援の重要性について国民の理解を深めるため、普及啓発の充実を推進すること。

住まいの安定確保に向けた居住支援の
抜本的強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

住まいは社会生活の基盤であり、地域社会とのつながりや就労による自立を支える重要な役割を担っているが、長引く物価高騰等により低所得世帯や子育て世帯等では、住宅費の負担が重くなり、生活困窮に拍車がかかっている。

特に、高齢者等においては、賃貸住宅における入居拒否、老朽化した住まいの安全確保、孤独死への不安など、住まいにおける課題が複雑化しており、深刻な状況にある。

現行の居住支援制度は、安定した住まいの確保に一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないとは言えず、誰もが安心して住み続けられる社会の実現のためには、普遍的な社会保障施策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府においては、居住支援の抜本的強化を通じて住まいの安定を確保するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 低所得者、子育て世帯の住居負担を軽減するため、既存の住宅支援制度や家賃補助制度の拡充、対象要件の弾力化等を図ること。
- 2 居住サポート住宅の整備や居住支援法人の活動支援、I o T技術の活用による遠隔見守りサービスの普及等を通じて、高齢者等の住まいにおける不安解消に努めること。
- 3 生活保護の住宅扶助基準額について、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とするよう見直すこと。

医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等の
適正化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療・介護現場においては、高齢化の進展に伴うサービス需要の増加が見込まれるほか、診療報酬等の公定価格の下では十分な処遇改善が困難であることなどにより、人材流出や採用困難を招き、慢性的な人手不足が続いている。

こうした中、現場では人材確保の手段として有料職業紹介事業を利用せざるを得ない状況が続いているが、紹介手数料は高額化の傾向にあり、物価高騰や人件費の上昇等も相まって、医療・介護事業者の経営を圧迫しており、安定的かつ持続可能な医療・介護提供体制の確保が喫緊の課題となっている。

また、国においては、職業紹介事業の許可条件の厳格化や事業者に対する職種別手数料率の実績公開等の義務化を講じているが、法令遵守の徹底と雇用仲介事業の見える化に重きが置かれ、手数料そのものの適正化には至っておらず、本来の用途にそぐわない公的財源の支出が生じており、断じて容認できない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療・介護分野における人材確保の推進と有料職業紹介事業等の適正化を図り、持続可能な提供体制を構築するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 紹介手数料について、医療・介護の提供体制の持続性を脅かすことがないよう、現場の実情を十分踏まえ、上限規制の導入を含め必要な制度的措置を速やかに検討すること。
- 2 有料職業紹介事業者について、早期離職に伴う医療・介護事業者の負担を軽減するため、返戻金制度の義務化及び返戻水準の標準化を図ること。
- 3 ハローワーク、ナースセンター等の公的職業紹介機関について、機能強化、利便性向上及び広報の充実により、利用促進を図ること。
- 4 医療・介護事業者の円滑な人材確保を支援するため、求人広告費その他採用活動に要する費用に対する支援制度の創設を検討すること。

中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを
守ることを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は国連憲章及び国際法に対する重大な違反行為である。また、この軍事行動が引き金となり、イランによる報復攻撃やホルムズ海峡の事実上の封鎖、さらには停戦の模索と再攻撃が繰り返されるなど、中東地域を巡る緊張は極めて不安定な状態が続いている。

こうした中東情勢悪化に起因する原油・ナフサの供給不足及び価格高騰は、プラスチック製品、塗料、建設資材など、あらゆる基礎物資の調達難及びコスト上昇を招き、県内の製造業、建設業、農業、医療分野など幅広い産業に深刻な影響を及ぼしている。

このように国際的な軍事的緊張の継続が地域経済にまで波及している現状を踏まえると、事態の早期沈静化を図るためには、我が国として主体的かつ積極的にその実現に関与することが不可欠であるにもかかわらず、政府が立場を明確にしていない状態は看過できない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中東情勢の早期解決に向け、国際社会と連携した外交努力を強化するとともに、物価高騰から国民の暮らしを守るため、迅速かつ抜本的な対策を講じるよう強く求める。

全 議 員 様

長野県議会議長 依 田 明 善

令和8年6月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
副 知 事	新 田 恭 士
危機管理部 長	矢 島 武
企画振興部 長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	青 木 英 明
(6月23日から6月26日までの会議)	
総 務 部 長	高 橋 寿 明
県 民 文 化 部 長	小 池 広 益
県民文化部こども若者局長	酒 井 和 幸
(6月23日から6月26日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	小 林 真 人
産 業 政 策 監	田 中 達 也
産 業 労 働 部 長	米 沢 一 馬
産 業 労 働 部 営 業 局 長	田 中 英 児
(6月23日から6月26日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	柳 井 和 則
観 光 ス ポ ー ツ 部 国スポ・全障スポ大会局長	下 條 伸 彦
(6月23日から6月26日までの会議)	
農 政 部 長	根 橋 幸 夫
林 務 部 長	千 代 登
建 設 部 長	森 下 淳
建設部リニア整備推進局長	平 林 高 広
(6月23日から6月26日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	柳 沢 由 里
公 営 企 業 管 理 者 公 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	塚 本 滉 己
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	松 本 順 子
教 育 次 長	清 水 寛 範
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

7 人権第206号
令和 8 年（2026年） 3 月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について（報告）

第 6 次長野県男女共同参画計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）第 3 条第 1 項の規定により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

8企本第138号
令和8年(2026年)6月10日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県公営企業経営戦略2026の策定について(報告)

「長野県公営企業経営戦略2026」を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例(平成17年条例第50号)第3条第1項の規定により、報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

8 健増第97号
令和8年(2026年)6月5日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和7年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の
実施状況について（報告）

長野県歯科口腔保健推進条例（平成22年条例第28号）第14条の規定により、県
が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

7ゼ第532号
令和8年（2026年）3月27日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について（報告）

長野県脱炭素社会づくり条例（令和2年条例第39号）第15条の規定により、2024年度（令和6年度）において県が講じた標記施策の実施状況につきまして、下記報告書のとおり報告いたします。

記

送付部数

長野県ゼロカーボン戦略	2024（令和6）年度成果報告書【概要】	1部
長野県ゼロカーボン戦略	2024（令和6）年度成果報告書	1部

（別冊は掲載を省略する）

(写)

8 産技第105号
令和8年(2026年)6月11日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について（報告）

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和5年条例第15号）第15条の規定により、令和7年度に県が講じた伝統的工芸品産業振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

8監査第3号
令和8年(2026年)4月3日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和8年3月30日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和8年2月28日現在の令和7年度2月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙1のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で895,000円であった。

2 企業局所管関係

令和8年2月28日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙2のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和8年2月28日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙3のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和8年2月28日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙4のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

8 監査第 3—2 号
令和 8 年(2026年) 5 月19日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 4 月 30 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度 3 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895, 000 円であった。

(写)

8 監査第 3 - 3 号
令和 8 年(2026年) 6 月 9 日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 8 年 5 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 8 年 4 月 30 日現在の令和 7 年度 4 月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに令和 8 年度 4 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 895,000 円であった。

2 企業局所管関係

(1) 令和 7 年度 3 月分

令和 8 年 3 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 8 年度 4 月分

令和 8 年 4 月 30 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

(1) 令和 7 年度 3 月分

令和 8 年 3 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 5 の

とおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 8 年度 4 月分

令和 8 年 4 月 30 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 6 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

(1) 令和 7 年度 3 月分

令和 8 年 3 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 7 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 8 年度 4 月分

令和 8 年 4 月 30 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 8 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

8人委第75号
令和8年(2026年)6月18日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和8年6月18日付け8議議第19号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 8・6 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	小 池 久 長	(新政団・40)	9分	県政一般について
2	風 間 辰 一	(自民党・54)	20分	県政一般について
3	荒 井 武 志	(改革信・34)	15分	県政一般について
4	小 林 君 男	(無所属・12)	8分	県政一般について
5	林 和 明	(改革信・3)	12分	県政一般について
6	小 山 仁 志	(新政団・27)	8分	県政一般について
7	佐 藤 千 枝	(改革信・10)	11分	県政一般について
8	宮 下 克 彦	(自民党・29)	20分	県政一般について
9	竹 内 正 美	(自民党・28)	20分	県政一般について
10	続 木 幹 夫	(改革信・36)	10分	県政一般について
11	丸 山 寿 子	(改革信・11)	10分	県政一般について
12	加 藤 康 治	(公明党・14)	13分	県政一般について
13	百 瀬 智 之	(新政団・26)	8分	県政一般について
14	丸 茂 岳 人	(自民党・20)	20分	県政一般について
15	高 島 陽 子	(改革信・33)	10分	県政一般について
16	山 口 典 久	(共産党・23)	14分	県政一般について
17	両 角 友 成	(共産党・38)	14分	県政一般について
18	小 林 陽 子	(改革信・2)	11分	県政一般について
19	川 上 信 彦	(公明党・25)	10分	県政一般について
20	小 林 あ や	(新政団・15)	8分	県政一般について
21	望 月 義 寿	(改革信・22)	10分	県政一般について
22	勝 山 秀 夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
23	奥 村 健 仁	(新政団・6)	8分	県政一般について
24	大 井 岳 夫	(自民党・19)	20分	県政一般について
25	向 山 賢 悟	(自民党・17)	19分	県政一般について
26	竹 村 直 子	(改革信・1)	10分	県政一般について
27	早 川 大 地	(自民党・9)	19分	県政一般について
28	垣 内 将 邦	(自民党・8)	19分	県政一般について
29	グレート無茶	(新政団・5)	8分	県政一般について
30	毛 利 栄 子	(共産党・47)	15分	県政一般について
31	青 木 崇	(自民党・7)	19分	県政一般について
32	勝 野 智 行	(公明党・13)	10分	県政一般について
33	清 水 正 康	(新政団・16)	8分	県政一般について

特 別 委 員 会 委 員 名 簿

(8・6 定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委 員			
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党
決算特別	12	向 山 賢 悟	高 島 陽 子	小 林 あ や	勝 山 秀 夫
		山 岸 喜 昭	埋 橋 茂 人		
		大 畑 俊 隆	林 和 明		
		竹 内 正 美			
		丸 茂 岳 人			
		早 川 大 地			
					藤 岡 義 英
					共 産 党

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 加 藤 康 治

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 25 号 情報通信機器の購入について

第 26 号 児童手当の事務処理に対する国家賠償請求事件に係る和解について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

環境文教委員会請願審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 加藤康治

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 17号 さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育
予算確保と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求め
る意見書提出について

環境文教委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

環境文教委員長 加 藤 康 治

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 745号 特別支援学級の学級編制基準の見直しについて

陳第 749号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

環境文教委員長 加藤康治

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- | | |
|---------|---|
| 陳第 21号 | 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて |
| 陳第 40号 | 代替講師不足への柔軟な対応について |
| 陳第 63号 | 専科教員の配置および教育体制の支援強化について |
| 陳第 64号 | 学校司書配置のための県費支援事業の創設について |
| 陳第 65号 | 運動部活動の地域移行に係る支援について |
| 陳第 66号 | 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について |
| 陳第 67号 | 学級編制に関することについて |
| 陳第 93号 | 木曽谷の教育振興について |
| 陳第 124号 | 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について |
| 陳第 125号 | 義務教育における教育環境の充実について |
| 陳第 127号 | 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて |
| 陳第 233号 | 登校支援に係る加配教員の配置拡充について |
| 陳第 235号 | 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について |
| 陳第 236号 | スクールソーシャルワーカーの拡充について |
| 陳第 297号 | へき地手当支給率の改善について |
| 陳第 301号 | 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について |
| 陳第 305号 | 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について |
| 陳第 306号 | 宿泊行事に関する人材確保について |
| 陳第 308号 | 全国学力・学習状況調査等の扱いについて |
| 陳第 309号 | 学校における感染症対策について |

陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 381号	県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 498号	中学校部活動の地域移行の推進に係る経費の財政支援について
陳第 523号	高校生のスクールバス導入・整備に関する支援について
陳第 541号	小規模学校における専科教員の配置基準の見直しについて
陳第 542号	L D等通級指導教室の増設・新設について
陳第 543号	学校給食費の無償化に伴う財政支援について
陳第 544号	多様化した児童生徒へのより細やかな指導の実現を求めることについて
陳第 545号	公立高校が魅力的な特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
陳第 547号	高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
陳第 548号	特別支援教育の充実について
陳第 549号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 550号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 551号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 553号	30人規模学級の継続について
陳第 554号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 555号	養護教諭に対する代替措置について
陳第 556号	教育予算の確保について
陳第 557号	教職員の生活について
陳第 558号	大町市の学校再編について
陳第 567号	県立高校入学時タブレット端末代負担支援について

- 陳第 623号 小規模小中学校への教育支援について
- 陳第 624号 高校再編における中山間地存立校の存続と教育環境の整備について
- 陳第 639号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 642号 教育環境の整備について
- 陳第 651号 環境保全対策の推進について
- 陳第 680号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 683号 教育環境の整備について
- 陳第 692号 環境保全対策の推進について
- 陳第 714号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 715号 教職員の配置について
- 陳第 717号 木曽郡の実情に合わせた高校づくりについて
- 陳第 744号 公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について
- 陳第 755号 高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 山 口 典 久

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費

第 4 号 長野県人権尊重の社会づくり条例案

第 5 号 一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案

第 6 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

第 13 号 交通事故に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

県民文化健康福祉委員長 山 口 典 久

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 747号 条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充
について
- 陳第 748号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る
制度の見直しについて

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

県民文化健康福祉委員長 山口典久

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 487号 上伊那地域への児童相談所の設置について
- 陳第 499号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 502号 若年成人の末期がん患者を対象とした在宅療養の支援について
- 陳第 517号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 528号 国の妊娠・出産包括支援緊急整備事業の見直しについて
- 陳第 559号 児童虐待対応等における支援体制の強化と圏域単位での情報共有の構築について
- 陳第 560号 子どもの放課後における居場所支援の充実について
- 陳第 568号 私立高校入学時タブレット端末代負担支援について
- 陳第 625号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 626号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 649号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 650号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 690号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 691号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 718号 木曽地域の少子化対策について
- 陳第 746号 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 望 月 義 寿

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 14 号 県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について

第 15 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事変更請負契約の締結について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

農政林務委員会請願審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 望月義寿

次の請願は、採択のうえ、地方自治法第125条の規定により、知事へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決定しました。

請第 16号 長野県の地域農業振興に関することについて

農政林務委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

農政林務委員長 望月義寿

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 741号 農業農村整備の推進について

陳第 752号 国土調査結果反映の迅速化について

陳第 753号 制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について

陳第 754号 狩猟期間の拡大について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

農政林務委員長 望 月 義 寿

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

陳第 740号 熊を含む野生動物との共生を目指す政策の実施について
陳第 756号 新規就農者育成総合対策における就農準備資金の運用に
おいて長野県が独自に掲げる基準の見直しについて

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 山 田 英 喜

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 8 款 商 工 費

第 7 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

産業観光企業委員長 山 田 英 喜

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 750号 長野県中小企業融資制度に関する見直しについて

陳第 751号 産業用地整備促進税制の早期創設について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

産業観光企業委員長 山田英喜

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 534号 U I J ターン就業・創業移住支援事業の要件等の見直し
について

陳第 535号 学習旅行実施に伴う助成について

陳第 536号 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

陳第 653号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 694号 地域経済活性化対策の推進について

陳第 723号 宿泊業の振興について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 大井岳夫

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 4 項 市町村振興費

第 6 項 防災費

第 9 款 土 木 費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為補正」中の一部

第 8 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 16 号 一般国道 418 号道路改築工事（天竜川橋）変更請負契約の締結について

第 17 号 一般国道 292 号道路改築工事（大川トンネル）変更請負契約の締結について

第 18 号 一般県道上松南木曾線道路改築工事（和村橋 1 工区）変更請負契約の締結について

第 19 号 一般県道小岩岳穂高停車場線道路改築工事（富田橋 3 工区）変更請負契約の締結について

第 20 号 権利の放棄について

第 21 号 長野県道路公社の解散について

第 22 号 一級河川皿川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について

第 23 号 急傾斜地崩壊危険区域隣接地の事故に係る損害賠償について

第 24 号 交付金申請事務に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 9 款 土 木 費

第 12 款 災害復旧費

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

危機管理建設委員長 大 井 岳 夫

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月1日

長野県議会議長 依田明善様

危機管理建設委員長 大井岳夫

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 540号 住宅の耐震改修工事に対する補助制度の拡充について
- 陳第 663号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 704号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について

- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について
- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和8年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 宮下克彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 8 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費

第 10 款 警 察 費

第 2 条 債務負担行為の補正中の一部

第 3 条 地方債の補正

第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

第 9 号 松本空港航空灯火等更新工事請負契約の締結について

第 10 号 伊那文化会館舞台音響設備改修工事請負契約の締結について

第 11 号 決済端末の購入について

第 12 号 交通事故に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分報告中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 10 款 警 察 費

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 地方債の補正

報第 2 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告

報第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和8年7月2日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

総務企画警察委員長 宮 下 克 彦

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 743号 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充
について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和8年7月2日

長野県議会議長 依田明善様

総務企画警察委員長 宮下克彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

陳第 522号 地域公共交通に関する支援について

陳第 742号 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和8年6月26日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

決算特別委員長 小 林 あ や

当委員会は、下記の事件を閉会中も継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 令和7年度長野県一般会計及び令和7年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
- (2) 令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和7年度長野県流域下水道事業会計、令和7年度長野県電気事業会計及び令和7年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

議員の派遣について

令和8年7月3日

地方自治法第100条第13項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 目 的 女性議員研究交流大会
- 2 場 所 東京都
- 3 期 間 令和8年8月25日
- 4 派遣議員 竹 内 正 美 佐 藤 千 枝 小 林 あ や
毛利 栄 子